

# ワークサポートケアマネジャー養成事業費

## 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、仕事と介護の両立に関する専門人材を養成するため、一般社団法人山梨県介護支援専門員協会（以下「協会」という。）が実施するワークサポートケアマネジャー養成事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業、経費及びその補助率)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、経費及びその補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 協会が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号－別紙1）
- (2) 収支予算書（様式第1号－別紙2）
- (3) 前各号の他、知事が必要と認める書類

2 協会は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を協会に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、

知事の承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告書の様式、提出期限)

第6条 協会は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第4号-別紙1)
- (2) 収支決算書(様式第4号-別紙2)
- (3) 前各号の他、知事が必要と認める書類

- 2 協会は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、協会は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに当該年度に係る実績報告書(様式第4号)に前項各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第5号)により協会に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、精算払とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号によりすみやかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和7年11月10日から施行し、令和7年度に一般社団法人日本介護支援専門員協会が開催する第5回ワークサポートケアマネジャー養成研修の申込開始日である令和7年9月3日から適用する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

補 助 対 象 事 業	補助対象経費及び補助率
<p>ワークサポートケアマネジャー養成事業</p> <p>○ 協会会員の介護支援専門員が、一般社団法人日本介護支援専門員協会が実施する「ワークサポートケアマネジャー養成研修」を受講し、ワークサポートケアマネジャーの資格を取得した場合に受講料を補助</p>	<p>補助対象経費 負担金</p> <p>補助率 10 / 10</p>